

令和5年8月15日執行 福島町議会議員選挙

## 選挙運動用自動車



## 選挙運動用自動車について

選挙運動用自動車は、公職選挙法の定めるところにより使用できる車が決まられています。使用については、公職選挙法、道路交通法、道路法等の制限に注意してください。

また、看板等を車に取り付ける場合は、その看板等が走行中に飛んだり落下しないように取り付けるようにすること。

### (1) 使用できる数

1台

### (2) 使用できる自動車

- ・乗車定員10人以下の乗用自動車
- ・乗車定員4人以上10人以下の小型自動車
- ・四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの
- ・小型貨物自動車、軽貨物自動車

### (3) 乗車人員について

- ・候補者・運転手（1人）を除き、運動員は4人以内。
  - ↳ 車輛の乗車定員とは違うので注意すること
- ・4人は必ず、選管が交付する乗車用腕章を着けること。
- ・使用する車輛には、選管が交付する表示板をつけること

### (4) 取付けできるもの

- ・ポスター、立札、看板、ちょうちん
- ・看板の大きさ 273cm×73cm以内
- ・ちょうちん 高さ85cm、直径45cm以内のもの1個に限る
- ・大きさは最大値であり使用する車種により異なるので注意
- ・車幅は超えないこと
- ・取付け後の全体の高さは3.8m以下（軽四にあっては2.5m以下）
- ・拡声器は一揃いのみ可。（電気メガホンもカウントされるので注意）

### (5) 事前審査

今回より、松前警察署による事前検査は行いません。書類審査のみとなります。当日不具合箇所があり、再審査を要する場合は翌日8日（火）を予定しています。

### (6) 事前審査当日持参する書類

許可申請に係る書類一式と許可書